

件 名	5 陳情第 2 5 号 瑞穂町の公の施設の事務所設置条例制定を求める件
<p>【趣 旨】</p> <p>1 瑞穂町の公の施設の事務所設置条例制定を求める。</p> <p>【原 因】</p> <p>1 瑞穂町の公の施設について、事務所設置条例が制定されていない施設がある。</p> <p>【理 由】</p> <p>1 公の施設の事務所設置条例制定は、次の関係憲法令により、制定が義務付けられている。</p> <p>2 関係憲法令</p> <p>1) 【地方自治法第百五十六条 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。 ②前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。 ③第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】</p> <p>2) 【地方自治法第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 ②前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。】</p> <p>3) 【地方自治法第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。】</p>	

※原文のまま掲載しています。